

樣式B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

三島市長 あて

必要以外のところは、
消し線を引く。以下同様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 住 所 〒411-**** 三島市〇〇町×-×

会社名 三島産業株式会社

代表者氏名 代表取締役 三島 OO

届出者と会社代表者が異なる場合は委任状が必要

(担当者) 管理課 OO 電話番号 055-***-****

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所 〒411-**** 三島市○×町△-△				
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する） トランスマッショング部品 3113自動車部分品・付属品製造業				
3	特定工場の敷地 分類の番号・業種を記入	変更前	26,000 m ²	変更後	33,000 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	16,800 m ²	変更後	17,900 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通位置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年月日		
※ 整理番号	号	※ 備考			
※ 受理年月日	年月日				
※ 審査結果			短縮申請を行う場合でも、設置工事開始日は、市で申請を受理してから30日以上経過した後になる		

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしない場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 7 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1 会社概要

(ふりがな) みしまさんぎょうかぶしきがいしゃ
会 社 名 三島産業株式会社

住 所 三島市〇〇町×-×

設備投資予定額 600百万円
(うち用地費) (100百万円)

スクラップアンドビルトの場合、「増設」と「撤去」の両方に○を記載

2 新設(変更)の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください)

敷 地	増	減	変更なし
生 産 施 設	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input checked="" type="checkbox"/>	改築(全部、一部) <input checked="" type="checkbox"/>
緑 地	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input checked="" type="checkbox"/>	配置替え <input checked="" type="checkbox"/>
緑地以外の環境施設	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input checked="" type="checkbox"/>	配置替え <input checked="" type="checkbox"/>
			撤去(全部、一部) <input checked="" type="checkbox"/>
			変更なし <input checked="" type="checkbox"/>

3 新設(変更)の趣旨説明

●届出理由

敷地及び生産施設面積の増加に伴い、緑地面積を増加させる。

事務所・倉庫棟については変更なし。

*その他特記事項がある場合、この欄に記載ください。

●届出概要

敷地面積

敷地内のすべての建物（倉庫、事務棟等も含む）の面積を参入

26,000→33,000m²

建築面積

16,800→17,900m²

生産施設面積率は、小数点以下第2位を切り上げ、第1位まで記入

生産施設面積

9,551→10,651m²

[敷地面積に対し 32.3 %]

緑地面積

5,460→ 7,490m²

[敷地面積に対し 22.6 %]

環境施設面積

1,080m²

[敷地面積に対し 3.2 %]

製品名

トランスマッision部品

緑地面積率と環境施設面積率は、小数点以下第2位を切り捨て、第1位まで記入

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)	
		変更前	変更後	増加面積	減少面積
第1工場	セ-1	3,028	2,853		175
第2工場	セ-2	2,765	3,284	847	328
第3工場	セ-3	2,224	2,224		
第4工場	セ-4	1,035	1,035		
ボイラー室	セ-5	499	499		
第5工場	セ-6	なし	756	756	
施設番号はセー〇と表示		新たな生産施設を設置する場合は「なし」と記載		生産施設の建築面積 (水平投影面積であり、 延べ床面積でない)	
小数点以下切り捨て					
生産施設の面積の合計		9,551m ²	10,651m ²	1,603m ²	503m ²

備考

- 1 施設の番号欄にはセー1から始まる一連番号を記載すること。ただし、法8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更にかかる施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみ記載すること。
- 3 法第8条第1項又の規定による変更の届出の場合は面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第7条第1項、法第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

緑地はリー〇、重複緑地
はジー〇、緑地以外の環
境施設はカー〇

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積 (m ²)		
		変更前	変更後	増減面積
正門前 植え込み	リー-1	280	230	-50
敷地北側周辺部 自然林	リー-2	2,580	2,580	
敷地南側周辺部 低木地	リー-3	1,620	1,620	
敷地東側周辺部 高木並木	リー-4	980	980	
敷地西側 芝生	リー-5	なし	1,050	+1,050
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		5,460 m ²	6,460 m ²	+1,000 m ²
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積 (m ²)		
		変更前	変更後	増減面積
第一工場屋上	ジー-1	なし	350	+350
従業員駐車場	ジー-2	なし	680	+680
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		0 m ²	1,030 m ²	+1,030 m ²
緑地面積の合計		5,460 m ²	7,490 m ²	+2,030 m ²
参入できる面積の上限（敷地面積の5%）に注意		面積 (m ²)		
		小数点以下切り捨て	変更前	変更後
太陽光発電施設（事務所） テニスコート	カー-1	280	280	
	カー-2	800	800	
新設する場合は、太陽光発電施設の種類、 発電能力、設置場所を記載した書類と發 電した電力の用途を記載した書類も添付		1,080 m ²	1,080 m ²	0 m ²
		6,540 m ²	8,570 m ²	+2,030 m ²
2				
既存工場等以外は敷地面積の15%以上にすること				
敷地の周辺部に配置する環境施設のタイプ		リー-1、2、3、4、5		
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		変更前	変更後	増減面積
		5,460 m ²	6,460 m ²	+1,000 m ²
配置について勘査した 周辺の地域の土地利用 の状況等との関係		正門前は県道に面しており、また、北側に住宅が密集しているため、極力緑地帯 を多くとり、環境保全に配慮した。		

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類

の場所を記載すること。

2 その他
1」と
環境施設の配置と工場周辺の道路、住宅、学校
等の施設の設置の状況、河川、山等の存在、そ
の他の土地利用状況との関係を簡潔に説明

いて、「セー-1」とあるのは、緑地にあっては「リー

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

三ツ谷工業団地内のみ使用

工 業 団 地 の 名 称	三ツ谷工業団地			
工 業 団 地 の 所 在 地	三島市三ツ谷地区			
工 業 団 地 の 面 積	210, 648 m ²			
工業団地内の全工場間又は全事業場の敷地面積の合計	114, 575 m ²			
工 業 団 地 共 通 施 設 の 面 積 の 合 計	62, 967 m ²			
うち緑地（様式第1又は様式第2で区別することとされた緑地を除く。）	面 積	46, 661. 52 m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面 積	0 m ²		
うち緑地以外の環境施設	面 積	6, 750. 82 m ²	種類	公園
その他の共通施設	面 積	9, 554. 80 m ²	種類	調整池、配水場
その他の施設	面 積	33, 106 m ²	種類	道路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明	別添図面のとおり			

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

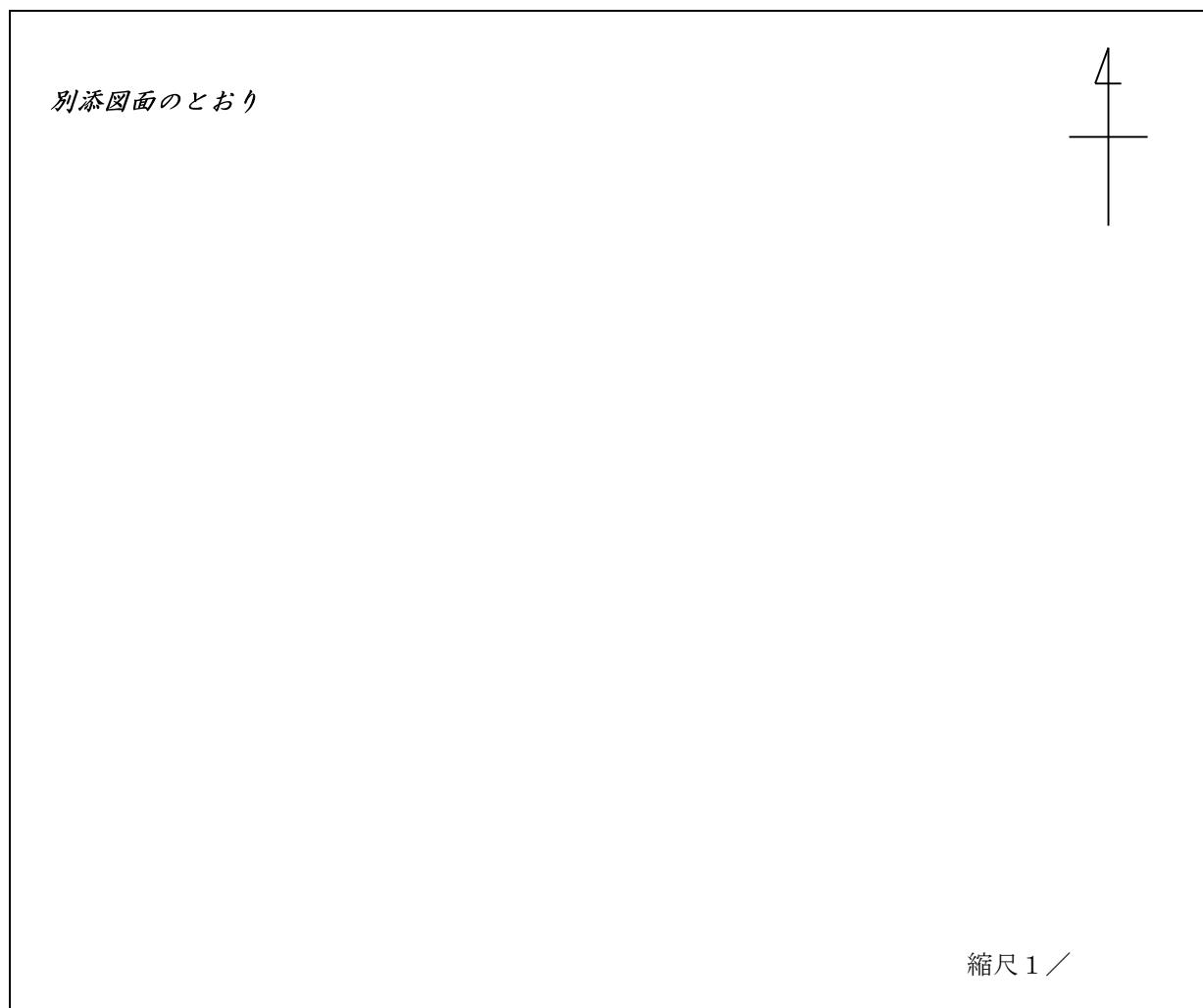
様式例第1

整理番号

事業概要説明書

1	生産開始の日	(操業 S52. 9月) 今回の変更に係る稼動日：令和〇〇年10月12日				
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製品名	変更前	変更後	変更前	変更後	
3	トランスマッショングループ	10,000	15,000	8,000	12,000	
4	水源別工業用水使用量 計 550 (単位：トン／日)					
5	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水
	300			200		50
6	電力の使用量 計 20,000 (単位：KWH／日)					
7	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
	20,000			循環水も回収水に含める		
8	従業員数 計 270 (単位：人)					
9	職員	男 28	工員	男 132	計	男 160
		女 12		女 98		女 110
備考	従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含める					
	生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。 例 トン／日、m ³ ／月等 事業概要説明書の用紙の大きさ					
	職員とは事務に従事している人、工員とは直接生産に従事している人					

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



縮尺 1／

備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。

2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。

3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設の名称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

4 変更の届出の場合には、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。

6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	33,000m²	うち自己所有地	33,000 m²
都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目〇で囲んで下さい)	①工業地域	②工業地域 ⑤商業地域 ⑧都市計画区域外	③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況 前回届出時とほぼ同様につき省略	特定工場の用に供する土地の説明 1 土地取得の経過 宅地 26,000m² (昭和51年9月〇日登記) 宅地 7,000m² (令和〇年〇月〇日登記) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 登記日または賃貸借契約日を記入 </div> 2 土地周辺の状況 東側 市道を挟んで住宅 西側 他社工場 南側 宅地 北側 田		
縮尺 1 /			

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自分の土地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場土地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

様式例第4

変更に係る施設名称を記載の上、それぞれの工事日程を記載願

特定工場の新設等のための工事の日程										
	工事の日程									
	O年 4月	O年 5月	O年 6月	O年 7月	O年 8月	O年 9月	O年 10月	O年 11月	O年 12月	△年 1月
選 敷地	(埋立)工事 或の移転登記日等を記載									
施設	名称	施設番号								
第1工場	セ-1		5/6 建屋	7/31	8/1 設備	9/30	10/12 稼働日			
第2工場	セ-2		5/6 建屋	7/31	8/1 設備	9/30	◎			
第5工場	セ-6		5/6 建屋	7/31	8/1 設備	9/30				
環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
北側周辺部	リ-2		配置 6/1 変更	7/12						
西側芝生	リ-5		6/1 変更	7/12						
ボイラー周辺	リ-6			7/15 設置		9/30				
入口並木	リ-7				8/1 設置		10/3			
その他の主要施設の設置工事										

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類の欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

準則計算表

(昭和49年6月28日以前に設置された既存工場が生産施設を増設される場合、この計算表を添付してください)

細分類業種名	自動車部分品・付属品製造業
細分類番号	3113
γ :	0.65 α : 1.2

(1) 生産施設

$$P \leq \gamma (S - P_0 / \gamma \alpha) - P_1 \quad (\text{单一業種})$$

$$0.65 \times (20,000 - 8,200 / (0.65 \times 1.2)) - (-2,000) = 8,166.6667$$

今回の増設計画 = 2,500 \leq 8,167
であり、準則を満たす。

(2) 緑地

$$G \geq P / \gamma \times (0.2 - G_0 / S) \quad (\text{单一業種})$$

$$2,500 / 0.65 \times (0.2 - 1,950 / 20,000) \\ = 394.2303$$

今回の設置計画 = 1,050 \geq 394
であり、準則を満たす。

(3) 環境施設

$$E \geq P / \gamma \times (0.25 - E_0 / S) \quad (\text{单一業種})$$

$$2,500 / 0.65 \times (0.25 - 2,150 / 20,000) \\ = 548.0769$$

今回の設置計画 = 2,080 \geq 548 であり、
準則を満たす。

参考		
S	20,000	敷地面積
γ	0.65	生産施設面積の業種別上限
α	1.2	既存生産施設用敷地計算指数
P	2,500	当該生産施設の変更 (増設分のみ。減少分はP1から減ずること)
P0	8,200	既存生産施設面積 (S49.6.28時点)
P1	-2,000	S49.6.28以降、現在までの生産面積の変更値計 (当該変更のうち、減少分は減じておくこと)
G	1,050	増設予定緑地面積
▲G	50	今回減少分緑地面積
G1	5,460	当該変更以前に設置済の緑地面積
G0	2,000	G1中P1対応設置必要面積超過分
次回	2,606	次回算出用G0(今回G0+1000-394)
E	2,080	増設予定環境施設面積
▲E	50	今回減少分環境施設面積
E1	6,540	当該変更以前に設置済の環境施設面積
E0	2,200	E1中P1対応設置必要面積超過分
次回	3,682	次回算出用E0(今回E0+2,080-548)

備考

- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。業種毎の生産施設を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
なお、二以上の業種に属する特定工場等の場合は、次の式を満たす必要がある。詳細は、工場立地に関する準則の(備考)によること。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma i} \leq S$$

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

- 3 過去の準則計算推移表を添付すること。
- 4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。